

水田活用基盤維持緊急対策事業補助金交付要綱

制 定 令和8年3月26日付畜第1345号

(趣旨)

第1 耕種農家は東部に多く、畜産農家は西部に多いという地理的遍在を踏まえ、規模の大きな畜産法人と集落営農法人等が中心となって、堆肥と飼料を広域流通させ相互に取引する新たな耕畜連携モデルを育成することで、水田基盤を維持するとともに耕種農家及び畜産農家の経営安定化を図るために必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業区分、補助率等)

第2 事業区分、事業内容及び補助対象経費、事業実施主体、交付先、補助率等は、別表に定めるところによる。

2 算出された交付額に千円未満が生じた場合は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3 事業実施主体が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更交付申請)

第4 事業実施主体が、規則第9条第1項の規定により、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。なお、重要な変更以外の軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 補助事業の実施主体の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助事業の施工箇所の変更
- (4) 補助金額を増額する場合又は20パーセントを超えて減額する場合

(5) その他知事が必要と認める場合

- 2 事業実施主体が、規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、遂行状況報告書（様式第3号）による報告書を提出しなければならない。

(概算払請求書)

- 第5 事業実施主体は、概算払により補助金の交付を受けようとする場合には、概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第6 事業実施主体は、規則第10条の規定により事業完了後速やかに実績報告書（様式第5号）を知事に提出するものとし、その提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。
 - 2 事業実施主体が実績報告を行うにあたり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定)

- 第7 知事は、第3条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該消費税等仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。
 - 2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第6号）による報告書を知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

- 第8 規則第13条第1項第4号の規定に基づき知事が指定する財産は、当該補助事業により整備した全ての機械及び器具等とする。
 - 2 規則第13条第2項に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。
 - 3 知事は、事業実施主体が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(帳簿等の保存)

- 第9 補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過

しない場合においては、財産管理台帳（様式第7号）、その他関係書類を整備保管しなければならない。

（県内中小企業者への優先発注）

第10 事業実施主体は事業の実施にあたり、物品及び役務の調達を行う場合には、県内に事務所又は事業所を有する中小企業・小規模企業に発注するよう努めるものとする。

（書類の提出）

第11 この要綱に基づき事業実施主体が知事に提出する書類は、別表1の項の耕畜連携機械・施設等整備支援については所管する隠岐支庁農林水産局又は各農林水産振興センター、別表2の項の水田飼料反収向上支援（家畜ふん堆肥利用拡大支援）については農山漁村振興課に提出するものとする。

（その他）

第12 この補助金を交付する事業を実施するに当たり必要な事項は、原則として別紙「実施基準」によるものとし、それ以外に必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和8年3月26日から施行する。

別表

事業区分	事業内容及び補助対象経費	事業実施主体、交付先	補助率	備考
1 耕畜連携機械・施設等整備支援	<p>【事業内容】</p> <p>堆肥や稲わらの利用拡大、流通の効率化に必要な施設機械整備に係る経費を支援</p> <p>【対象経費】</p> <p>1. 施設・機械整備</p> <p>(1)機械の導入に要する経費</p> <p>(2)施設の整備に要する経費</p>	<p>(1)農業者が組織する団体 (法人、コトラクター組織を含む)</p> <p>(2)農業協同組合</p> <p>(3)市町村</p> <p>(4)農業公社</p> <p>(5)その他知事が適当と認める者</p>	<p>・補助対象事業費の1/4以内(国事業活用)または1/3以内(国事業非活用)</p> <p>・1事業当たり補助上限5,000千円以内(機械)、15,000千円以内(施設)</p> <p>・1事業当たりの下限事業費は300千円</p>	<p>*連携相手方と複数年の取引契約を締結すること。</p> <p>*事業実施により新たに取引を開始、又は取扱量を10%以上増加すること。</p>
2 水田飼料反収向上支援(家畜ふん堆肥利用拡大支援)	<p>【事業内容】</p> <p>堆肥を活用して飼料用米、WCS用稲を生産し、反収の向上に取り組む生産者を支援</p> <p><推進事務費></p> <p>事業を実施するために必要な事務経費を支援</p> <p>・生産者への振込手数料、切手代等</p>	地域農業再生協議会	<p>・定額</p> <p>支援単価：4千円/10a</p> <p>*予算が不足する場合は支援単価を一律減額して調整する</p> <p>*交付額は生産者ごとに千円未満切捨て(千円に満たない生産者は対象外)</p>	<p>*支援対象は当年産の収穫日までに実施された取組とし、以下の要件を満たす取組に限る。</p> <p>*堆肥散布量は、牛ふんは1トン/10a以上、豚ふんは0.5トン/10a以上、鶏ふんは0.15トン/10a以上施用した圃場</p> <p>*飼料用米、WCS用稲を収穫または自家利用した圃場</p> <p>*経営所得安定対策実施要綱のⅣの第2の(6)の戦略作物助成(飼料用</p>

				<p>米、WCS 用稲の対象面積のうち堆肥を散布した生産者に対して、助成を行う。</p> <p>*面積は、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成の交付対象面積のうち堆肥を散布した面積とする。</p>
--	--	--	--	---

(実施基準)

第1 総括的事項

1 一般的基準

- (1) 本事業は、地域の実情に応じつつ、国庫補助事業やその他の関連する事業との連携のもとに計画的、総合的に実施する。
- (2) 補助対象事業費は、当該事業の対象地域の実情に即した適正な価格により算定し、施設機械整備等の事業規模については、事業目的に合致する程度とする。
- (3) 事業実施主体が、自費若しくは他からの助成により実施中又は既に完了している事業を本事業の補助対象とすることは認めない。
- (4) 事業内容が、国庫補助事業等、他の事業で対象となる場合には、それらを優先的に活用する。
- (5) 補助対象事業費の低減を図るため、適切と認められる場合には、事業実施主体は直営施行ができる。
- (6) 補助対象事業は、1カ所又は1施設の個々の事業については、単年度に完了することを原則とする。
- (7) 施設整備については、既存類似施設との調整に努めることとする。
- (8) 事業の継続的な効果の発現を図るため、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済又は民間の損害保険等（天災に対する補償を必須とする）に加入することとする。
- (9) 事業の着手は補助金の交付決定に基づき行うものとする。

2 補助対象

(1) 耕畜連携機械・施設等整備支援

- 1) 補助対象の施設、機械は、新設若しくは新築によるもの又は新品のものとする。

ただし、既存の施設、機械及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点からみて、適当と認められる場合は、増築、併設等又は合体施行、直接施行又は古品若しくは古材の利用を推進するものとする。なお、古品、古材を利用する場合は、その移設及び改修に要する経費を含めることができ、かつ、適正な耐用年数を有するものとする。

- 2) 用地の買収若しくは賃借に要する費用及び補償費は、補助対象としない。
- 3) 補助対象とする施設、機械は、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- 4) 施設及び機械のうち、農林水産業生産活動の範囲以外にも供用できるものは原則として補助対象としない。
- 5) 既存の施設、機械の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助対象としない。

(2) 水田飼料反収向上支援（家畜ふん堆肥利用拡大支援）

- 1) 当年産において、飼料用米又はWCS用稲を生産する圃場において、収穫日までに堆肥

散布を実施した生産者を支援

2) 推進事務費として事業を実施するために必要な事務経費を支援

・生産者への振込手数料、切手代等

第2 事業実施に関する事項

1 施設等整備に関する事業

施設等整備の施行方法は直営施行、請負施行又は委託施行のいずれかによるものとし、事業実施主体は、その施行方法ごとに、それぞれ次に掲げる事項に留意して、適正に事業を施行する。なお、1事業は1施行方法により実施することを原則とするが、事業費の低減を図る等のため適切と認められる場合には、1事業を、工種又は施設等を明確に区分して、2つの施行方法により施行することができる。

(1) 直営施行

補助事業の対象となるのは、工事材料費、機械器具費、労務費（外部委託に係る部分のみ。）、機械借損料及び工事雑費のほか実施設計費（外部委託の場合に限る。）であり、諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は対象としない。外部から調達する物資の積算については請負施行に係る支給品費の取扱に準じる。

事業実施主体は実施設計書に基づき、直接材料の購入を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図る。選任された現場主任等は適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にし、併せて、工事期間中の事故防止等について細心の注意を払う。

(2) 請負施行

事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって所定の期間内に工事を完了させ、また、工事の請負方法、指導監督、検査等は次により行い、適正を期する。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、競争入札の結果、落札に至らない場合にあっては、随意契約によることができるものとする。なお、事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、競争入札の場合は全入札者及び入札金額を、随意契約の場合は契約の相手方及び契約金額を閲覧の方法により公表するよう努めること。（ホームページ等での公表も可）

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事に関する一切の事項を処理させる。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、必要に応じて工事の記録等を行わせる。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了した時は、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内に竣工検査を行った上で、引渡しを受ける。この場合において、竣工検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受ける。

(3) 委託施行

委託施行については、請負施行にできない明確な理由がある場合にのみ対象とする。その実施においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に、実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費を精算する。

また、委託施行とする場合は、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続きを行う。なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行う。

また、事業の委託に係る契約については、「委託費の事務取扱について」（昭和 39 年 3 月 26 日付け 39 経第 870 号農林事務次官依命通知）に準じて、適正に行う。

(4) 機械及び機器整備の施行方法

施行方法は、直営施行によるものとし、事業実施主体は事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積りを徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、競争入札の結果、落札に至らない場合にあつては、随意契約によることができるものとする。なお、事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、競争入札の場合は全入札者及び入札金額を、随意契約の場合は契約の相手方及び契約金額を閲覧の方法により公表するよう努めること。（ホームページ等での公表も可）

(5) 書類の整備及び保管

事業の実施に当たっては、事業に係る工程が明らかとなる仕様書、積算資料、図面、写真及び作業記録簿並びに資材購入等に要する経費が明らかとなる書類を整備し、保管する。

第 3 補助対象事業費の内容、構成及び積算について

1 補助対象事業費の構成

施設整備並びに機械及び機器の整備にあつては、別表 1 を標準とする。

2 補助対象事業費の積算及び取扱い

補助対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

なお、1事業が2つの施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算する。

(1) 工事費

ア 積算の方法

- ① 工事費は、現地の実情に即した適正な現地実行価格による。なお、単価の根拠については摘要欄に明記することとし、必要と判断される場合は算出根拠資料を添付する。
- ② 建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算し、更に直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算する。この場合において、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税等相当額を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができる。

イ 支給品費（請負・委託施行）

- ① 支給品費は、事業実施主体が、支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上する。
- ② 支給品費の積算は、当該支給材料の仕入価格に当該支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額による。
- ③ 支給を行う場合は、当該工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、当該工事材料費を支給品費として積算できる。

ウ 共通仮設費

建物又は工作物の直接工事に共通して必要な別表2に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行う。

エ 諸経費

- ① 諸経費は、請負施行において請負人等が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。
- ② 諸経費は、原則として、現場管理費及び一般管理費に区分して行うものとし、それぞれの純工事費に対する一定率以内とする。
- ③ 直営施行の場合、諸経費については、計上しない。

オ 消費税等相当額

消費税及び地方消費税に相当する分を積算し、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

カ 工事雑費

事業実施主体が事業の施行に伴い直接必要とする別表3に掲げる費用であって、原則とし

て工事費の3.5%を限度とし、事業の実施態様に応じて積算するものとする。

キ 実施設計書費

設計に必要な調査費（地質調査及び水質調査、機械設備の規模及び構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に直接的に必要な費用とする。）とし、当該設計を委託する場合に限り補助の対象とする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合には、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

また、請負施行の場合は、実施設計書の作成に当たって、公正な事業の執行が確保されるよう、事業実施主体と利害関係がない（資本面、人事面及び縁故面等）と認められる者に請け負わせて、作成する。ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続きを行った上で、原則として、指名競争入札により、施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限りは単一の施工業者を選定して、当該施工業者に事業実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成する。

第4 補助事業により整備した施設の管理運営等について

事業実施主体は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した施設及び機械・機器整備（以下「施設等」という。）を、次に掲げるところにより、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること。

1 管理主体

施設等の管理は、原則として事業実施主体が行う。

2 管理の方法

(1) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続きを経て管理規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努める。

(2) 管理規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記する。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名、管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 保全に関する事項

ク 償却に関する事項

ケ 管理運営の収支計画に関する事項

コ その他必要な事項

(3) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等

の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存する。

3 増築、処分等の手続き

- (1) 事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築等を当該施設の処分制限期間内に行おうとするときは、あらかじめ知事に協議する。
- (2) 事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間内に立地条件その他社会経済的情勢の変化等により、当該補助金の目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになった場合であって、規則第 13 条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときには、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 上記(2)に規定する手続きは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じて行うこととする。

第 5 事業の管理運営

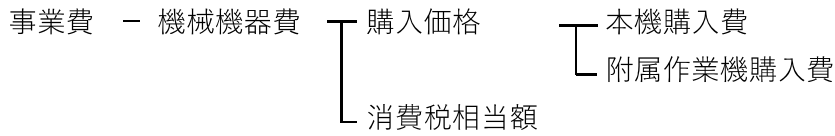
- 1 県は、事業実施主体に対し、施設機械等を適正な価格及び導入方法により整備するよう指導する。
- 2 県は、事業実施主体が当該補助事業によって整備した施設機械等を適正に管理するよう指導する。

第 6 事業実施状況の報告

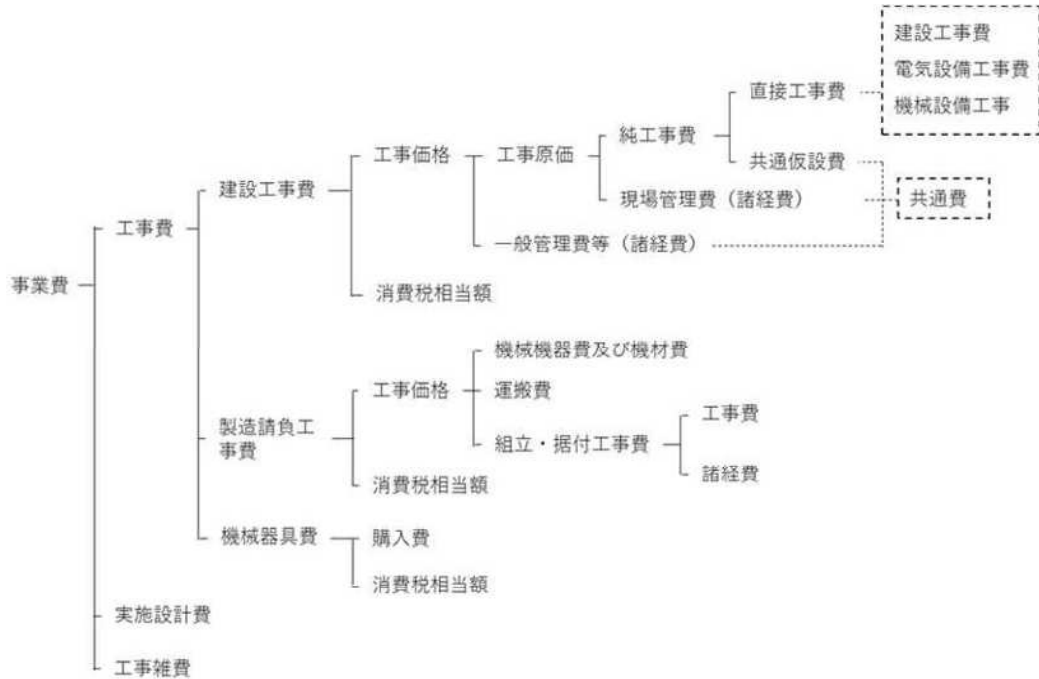
事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から 5 年間、当該年度における事業の実施状況等について、実施状況報告書（様式第 8 号）を毎年 5 月末日までに隠岐支庁農林水産局又は各農林水産振興センターを經由して知事に提出しなければならない。

(別表1) 補助対象事業費の構成

ア 機械整備の場合



イ 施設整備（請負施行の場合）



(別表2) 共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道坂、借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分等に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全管理及び安全標識、合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

(別表3) 工事雑費

区 分	内 容
報 酬	用地買収交渉、土地物件等の評価及び登記事務、日々雇用者報酬（測量、事務、現場監督補助人夫等の報酬）、ただし、報酬支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水量費及び修繕費
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、公告料及び雑役務費
委 託 料	登記事務、測量等の委託料
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備 品 購 入 費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
公 課 費	